

○ふじみ野市文化芸術活動チャレンジ事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第107号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の文化芸術活動の振興及び活性化を図るため、市が承認した文化芸術に関する関東大会以上の大会、コンクール等に資格を得て出場することが決定したのに対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、ふじみ野市補助金等交付規則（平成17年ふじみ野市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、継続的にその活動を行っているものであり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 市内に住所を有する個人（団体で出場する場合を含む。）

(2) 市内に活動拠点があり、かつ、構成員の半数以上が市内に住所を有する者で構成される5人以上の団体

(補助対象)

第3条 補助金の対象となる経費及び補助金額は、別表に定めるところによる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、文化芸術活動チャレンジ事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添えて市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査の上、補助金の交付を決定したときは、文化芸術活動チャレンジ事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、当該大会、コンクール等が終了したときは、補助対象事業完了後速やかに文化芸術活動チャレンジ事業実績報告書（様式第3号）に必要書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、文化芸術活動チャレンジ事業補助金確定通知書（様式第4号）により当該報告者に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた者は、補助金の交付を受けようとする

きは、文化芸術活動チャレンジ事業補助金請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為があったとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が返還の必要があると認めたとき。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和3年告示第44号）

この告示は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

（令3告示44・全改）

補助対象経費	補助金額
市が承認した文化芸術に関する関東大会以上の大会、コンクール等の参加に係る費用、交通費及び宿泊費	予算の範囲内で市長が定める額。ただし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。 (1) 個人 1万円 (2) 団体 5万円